

Ashiya information

お知らせ

児童扶養手当額の改定



4月分から適用され、5月11日(水)に3・4月分の手当が指定の口座に振り込まれます。

■対象 児童扶養手当の支給を受けている人

【全部支給】

支給対象	3月分	4月分から
第1子	43,160円	43,070円
第2子	10,190円	10,170円
第3子以降	6,110円	6,100円

【一部支給】

支給対象	3月分	4月分から
第1子	43,150円～ 10,180円	43,060円～ 10,160円
第2子	10,180円～ 5,100円	10,160円～ 5,090円
第3子以降	6,100円～ 3,060円	6,090円～ 3,050円

■問い合わせ 子育て政策課こども係 ☎38-2045

申請・届け出

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長



緊急小口資金および総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付を終了した等の世帯は、支援金が受けられます。

■対象 次のいずれかに当てはまる世帯(収入・資産・求職活動等の要件あり)

【支給を受けたことがない人(初回)】

▶緊急小口資金および総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の初回貸付を終了または最終借入月が6月までの世帯

▶総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付を終了した世帯

※最終借入月が未到来の世帯は、最終借入月の申請になります

【支給を受けたことがある人(再支給)】

▶初回支給期間(3カ月)内、いずれの月においても求職活動要件を満たし、報告を行った人

■支給月額 単身世帯6万円/2人世帯8万円/3人以上の世帯10万円

■支給期間 初回・再支給各3カ月(最大6カ月)

■申し込み 6月30日(木)までに必要書類(市ホームページでダウンロード可)を郵送または事前連絡のうえ下記窓口へ

■問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040 (〒659-8501 住所不要)

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)



対象世帯に確認書を2月下旬～3月上旬に郵送しています。返送がまだの方は、申請期限が迫っておりますので、至急必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。

■申請期限 確認書に記載しています

■申し込み 申請方法や該当基準等の詳細は2次元コードへ

確認書が届いていない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)については、申請により10万円が支給されますのでご連絡ください

■問い合わせ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当(コールセンター) ☎38-2053/受付時間:平日午前9時～午後5時

「現況届」の提出をお忘れなく
母子家庭等医療費受給者現況届

母子家庭等医療費受給者の皆さんへ現況届を郵送しますので、保険証の写しとあわせて提出してください。7月以降の受給資格に必要です。必ず提出してください。

■申し込み 5月11日(水)までに下記へ

■問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

組織改正・人事異動

【組織の改編】

子育て支援を担う各部門の機能をよりわかりやすく、また相談しやすくするため、子育て推進課を廃止し、子育て政策課・ほいく課・子ども家庭総合支援課の3課に分割しました。

【新たなポスト(課長級以上)】

◆市立芦屋病院診療局参事(市立芦屋病院診療局)

◆子育て政策課長(こども・健康部)

◆ほいく課長(こども・健康部)

◆子ども家庭総合支援課長(こども・健康部)

◆主幹(民営化担当課長)(こども・健康部)

【部長級以上の異動(旧役職名)】

◆企画部長 上田剛〔市立芦屋病院事務局局長〕

◆総務部長 森田昭弘〔市民生活部長〕

◆市民生活部長 大上勉〔企画部政策推進課長〕

問い合わせ 人事課 ☎38-2019

◆こども・健康部長 中西勉〔社会教育部長〕

◆市立芦屋病院病院長(市立芦屋病院地域連携室長)(市立芦屋病院感染防止対策室長)南正人〔新規採用〕

◆市立芦屋病院診療局参事 西浦哲雄〔新規採用〕

◆市立芦屋病院事務局局長(市立芦屋病院事務局経営企画室長)奥村享央〔市立芦屋病院事務局総務課長(市立芦屋病院事務局主幹(経営企画担当課長))〕

◆管理部長 川原智夏〔総務部長〕

◆社会教育部長 茶嶋奈美〔こども・健康部主幹(子育て施設担当課長)〕

【部長級以上の退職(旧役職名)】

田中徹〔企画部長〕

岸田太〔こども・健康部長〕

西浦哲雄〔市立芦屋病院病院長〕

本間慶一〔管理部長〕

令和4年度
軽自動車税(種別割)の全額減免

障がいのある人へ、軽自動車税(種別割)か自動車税(種別割)のうち1台分を減免します。

■対象 4月1日時点で障がい者手帳等の交付を受けている人(以下「障がい者等」)かその人と生計を一にする人が所有する軽自動車等のうち、次のいずれかに当てはまるもの

▶障がい者等本人が運転するもの

▶障がい者等と生計を一にする人が障がい